

**金融機関との連携による
サーキュラーエコノミー普及促進強化事業業務委託に係る企画提案競技実施要項**

1 委託業務名

金融機関との連携によるサーキュラーエコノミー普及促進強化事業業務委託

2 委託業務内容

別紙仕様書のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

4 委託上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 参加資格の要件

企画提案競技に参加できる者は、（1）から（7）までに掲げる要件をすべて満たす法人格を有する者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りでない。

（4）本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

（5）本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

（6）法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。

（7）物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務」のうち、「催物の企画・運営等

関連業務」又は「集計・調査、企画研究、計画策定業務」に登録され、A等級又はB等級に格付けされた者であること。

※所在地区分が管轄内、準管轄内として登録されている者については、企画提案競技の際に加点評価を行うこととする。

6 募集スケジュール

令和8年4月 3日（金）	企画提案書の受付開始
令和8年4月 9日（木）	質問書受付期限
令和8年4月15日（水）	企画提案書提出期限
令和8年4月28日（火）	選定委員会
令和8年5月上中旬	選定結果通知

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 金融機関との連携によるサーキュラーエコノミー普及促進強化事業業務委託に係る企画提案競技参加希望書（様式1）

イ 企画提案書

「(2) 企画提案書の記載事項」及び業務委託仕様書に基づいて、**A4版横向き**で作成すること。様式は任意とする。

ウ 企画提案書（概要版）

上記イの概要を**A4版横向き**で1ページにまとめて作成すること。

エ 類似業務実績調書（様式2）

オ 業務実施体制調書（様式3）

カ 申請者概要書（様式4）

以下の書類を添付すること。写しでも可。

（ア）会社案内等のパンフレット（作成している場合）

（イ）会社定款又は寄附行為等の書類

（ウ）直近1期分の決算報告書（要旨でも可）

キ 「5 参加資格の要件」(1) から (7) までのすべてに該当する旨の誓約書（様式5）

ク 見積書（様式任意）

(2) 企画提案書の記載事項

業務委託仕様書を踏まえ、下記について記載すること。

ア 本委託業務の実施体制及びスケジュール

イ サークュラーエコノミー関連業務の実績

ウ 金融機関との連絡調整（金融機関との連絡調整実績、連絡調整の体制・手法等）

エ 県内企業向けのアウトリーチ用資料の作成（アウトリーチ用資料の作成イメージ）

オ 連携金融機関向け研修の実施（研修動画の作成イメージ、研修方法の調整等、研修方法の

進捗管理、アンケートの実施)

カ 本委託業務に関する独自の企画案

キ その他必要な提案事項

(3) 提出方法

電子メールにより、「10 提出先及び問合せ先」のメールアドレス宛に提出すること。なお、到着の确实を期するため、メール送信後に提案者は電話により県へ確認を行うこと。

(4) 電子データの形式

Microsoft Office 形式又は PDF 形式とすること。

(5) 受付期限

令和8年4月15日(水)午後5時まで

(6) その他留意事項

ア 提出された応募書類は一切返却しないものとする。

イ 企画提案に関する一切の経費については、提案者の負担とする。

ウ 提出期限を過ぎて提出された応募書類は無効とする。また、提出後の差替え及び再提出は認めない。ただし、県からの指示による場合は除く。

エ 本実施要項に違反した場合や応募書類に虚偽の内容を記載した場合は、応募を無効とする。

オ 質問は電子メールのみ受け付けるものとする。

(ア) 受付期限

令和8年4月9日(木)正午まで

(イ) 受付方法

質問書(様式6)に記入の上、「10 提出先及び問合せ先」の電子メールアドレス宛に送付する。

(ウ) 回答方法

質問者の名を伏せた上で、令和8年4月10日(金)までに、県ホームページで回答を公開する。

ただし、趣旨が同じ質問は集約して回答する場合がある。また、参加資格に関すること、及び質問内容又は回答内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わることは、質問者に対してのみ回答する場合がある。質問内容が企画提案に関係のない事項などの場合は、県の判断により回答しない場合がある。

8 選定方法

公募型のプロポーザル方式とする。なお、説明会は行わず、本実施要項及び業務委託仕様書に基づき実施する。

(1) 選定委員会の開催

選定委員会を開催し審査を行う。開催方法は対面形式(埼玉県庁周辺)を予定しているが、選定委員会の詳細は企画提案書を提出した者に別途通知する。

なお、企画提案を行う者が1者であっても本企画提案競技を実施し、応募者多数の場合は事前に書類審査を行うことがある。書類審査通過者は、5者以内を想定している。

(2) 審査方法

提出された企画提案書等の書類審査及び選定委員会におけるプレゼンテーションにより、審査員が提案内容を総合的に審査し、評価が最も高かった者を委託先候補事業者として選定する。
なお、審査は非公開とする。

(3) 選定結果の通知方法

後日文書で通知する。

9 契約方針

(1) 審査により選定された委託先候補事業者と事業内容等の詳細について協議し、契約内容が合意に至った場合は随意契約により契約を締結する。ただし、選定後であっても、委託先候補事業者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合は、委託契約を締結しないことがある。

(2) 委託候補者と協議が整わない場合は、評価が次に高かった者と改めて協議を行う。

(3) 契約保証金は、契約金額の100分の1以上の額とする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第81条第2項に該当する場合は免除とする。

10 提出先及び問合せ先

埼玉県産業労働部新産業育成課 サークュラーエコノミー担当

メール：a3760-10@pref.saitama.lg.jp

電話：048-830-3737